

# DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

021

**19** 世紀ハンガリー私法における固有法・普通法・自然法  
－オーストリア法との比較において－

堀川信一

March 2007



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

## Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to [cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp](mailto:cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp)

## 19 世紀ハンガリー私法における固有法・普通法・自然法

### —オーストリア法との比較において—

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

堀川 信一

はじめに

#### I. 19 世紀初頭におけるハンガリー私法の状況

#### II. 19 世紀初頭におけるハンガリー私法の基本概念と体系

おわりに

本稿は、西欧では近代私法学の形成が本格化した 19 世紀初頭のハンガリーにおける固有法・普通法・自然法の相互関係について、当時のオーストリア法と比較しながら明らかにしていくことを目的としている。これによって西欧と中欧の法文化的な異同を明らかにしていきたい。社会主義体制崩壊後、中欧(ハンガリー・ポーランド)と南東欧(バルカン諸国)はいずれも市場経済移行を目指しているが、前者に関してはそれが比較的スムーズに進行しているのに対して、後者は多くの困難にぶつかっているといわれている<sup>1</sup>。このことは EU への編入の可否に大きな影響をもたらしたが、そうしたことの法文化史的背景を理解するうえでも、上のような課題を検討することはある程度の意義を有するのではないかと考える<sup>2</sup>。

そこで本稿では、第一に 19 世紀初頭のハンガリー私法学の現状を簡単に紹介し<sup>3</sup>、第二にオーストリア一般民法典(1811 年、以下 ABGB)並びにその立法者であったツァイラーの私法論と当時のハンガリー私法について、私法体系構成や基本的概念・制度の比較という観点から検討を進めていくことにしたい。

#### I. 19 世紀初頭におけるハンガリー私法の状況

では、まずはじめに、19 世紀初頭のハンガリー私法学を巡る諸状況について簡単に紹介しておきたい。まず、ハンガリー私法の法源から見ていくと当時ハンガリーには統一法典

---

<sup>1</sup> 詳しくは、小山洋司『EU の東方拡大と南東欧—市場経済化と小国の生き残り戦略—』(ミネルヴァ書房・2004 年)参照。

<sup>2</sup> 特に、オーストリア一般民法典はハンガリーやポーランドなどの西欧以外の国々に始めて適用された近代私法典であり、これらの国々にどのように受容され、また当地において変容したか、という問題は中欧における市民社会の形成過程を明らかにする上で有意義であると思われる。しかし本稿では、ABGB とハンガリー私法の比較を試みたにすぎず、ABGB の受容・変容という問題については今回は検討し得なかった。

<sup>3</sup> ハンガリー私法史に関しては、いくつかの研究成果が公表されている。たとえば伊藤知義「ハンガリー—民法史覚書—二重帝国時代を中心として—」札幌学院法学第 12 巻 2 号(1996 年)、鈴木輝二「欧州周辺部における西政法文化の展開(一)—(三)完」東海法学第 26 号(2001 年)、第 29 号(2003 年)、第 31 号(2004 年)。ここでは主に、民法学史の通史的流れが当時の社会背景と共に紹介されている。したがって本稿では、そうした検討は先行研究に譲ることとする。

は存在していなかった<sup>4</sup>。その理由についてプッツ(Carl Putz)は、比較的短期間のうちに支配者の交代が続き、そのたびにそれ以前の法が破棄され、新たな法律が作られるなど、不安定な状況が続いたことをあげている<sup>5</sup>。しかし他方で 16 世紀初頭にヴェルベツィ(Verböczi)が編集した私撰の慣習法書である、いわゆる『三部法書(Opus tripartium Juris consuetudinarii incltyti regni Hungariae partiumque eidem annexarum,1516)』が実務を支配していた。また、ハンガリーは 10 世紀以降、カトリックに改宗し、枢機卿府をおきローマ法とカノン法を継受していた。こうした、三部法書・ローマ法・カノン法に加え、その時々国王が出す法令(Decreta)、諸特権、地方の条例、裁判所の判決(Curia)がハンガリー私法の法源とされていた。

こうした中、18 世紀後半には当時ハンガリー王国の首都であったポジニョ(Pozsony 現ブラチスラヴァ Bratislava)やペスト(Pesth)大学では、法学教育が行われ、それにあわせて教科書が作られるようになっていった<sup>6</sup>。19 世紀に入ると特に「私法」という概念が教科書のタイトルに使われるようになる。こうした中、特に当時ペスト大学の教授であったケレメン(Imre Kelemen 1746-1819)が初めて『ハンガリー私法提要(Institutiones Juris private Hungarici,1814)』という私法を意識した教科書を出版した。

ところで当時教科書はまだ、ラテン語で書かれるものが多かったが、次第にハンガリー語やドイツ語でかかれるようになる。前述のケレメン『ハンガリー私法学提要』は、ユンク(Janos Jung 1778-1828)によって改定を加えられつつドイツ語版(ドイツ語タイトル Darstellung des ungarischen Privat-Rechtes,1817 年)としてヴィーンで出版されることとなる。このユンクの『ハンガリー私法提要』はドイツ語で書かれた当時の代表的教科書の一つとなった。

そこで次にこのユンクの『ハンガリー私法提要』を参考に、同時代のオーストリア私法学、特に当時の自然法学の第一人者であり ABGB の立法者でもあったツァイラーの私法論と比較しつつ、当時のハンガリー私法の基本概念や体系について見ていくことにしたい。

## II.19 世紀初頭におけるハンガリー私法の基本概念と体系

### 1.構成

<sup>4</sup> 19 世紀に入り、ハンガリーの後進性が明らかとなると、多くの論者たちが、フランス法などを手本とした民法典の編纂の必要性を説いた。しかし、結局のところ、貴族が既得権を失うことを恐れ、議会において民法典編纂が承認されることはなかった。その後 1848 年革命においてオーストリアに破れ、それまでのハンガリー法は失効し、ABGB が適用されることとなった。その期間は非常に短く 1860 年には再び ABGB は失効することとなるが、ハンガリー私法学に与えた影響は大きいといわれている。その後二重帝国時代の 1871 年に民法典編纂事業が開始するが、実際に完成するのは 1959 年の社会主義体制下においてであった。詳しくは、前掲・伊藤、191 頁以下参照。

<sup>5</sup> Carl Putz, System des ungerischen Privatrechtes, Wien, 1870. S.10ff. なお 10 世紀以降の各王朝における諸法律に関しては、Putz, S.19ff. に紹介されている。

<sup>6</sup> たとえば、Stephan Huszty, Jurisprudentia practica seu Commentarius novus in Jus Hung., 1745.; Johannes Fleischhacker, Institutiones Juris Hungarici, praemissis ejusdem Historia ac Prolegomennis tres in libros divisae. 1775. などがある。

同書は全五巻からなっている。その内容は、第一部「人について」、第二部「物について」、第三部第一編「債務について」、第三部第二編「民法上の違法行為について」、第四部「訴訟について」に分かれている。

同書が出版された当時ドイツ法圏にはプロイセン一般ラント法(1794 年以下 ALR)と ABGB が存在した。ALR の私法体系上の特徴は、「人」「物」の区別(ALR 第一部第一章及び第二章)に「行為」(同第三章)という概念を加え、この「行為」概念の中に「意思表示」という概念をおいている点である<sup>7</sup>。ここには後のドイツ流の「民法総則」「法律行為」への萌芽が見て取れる。これに対して、ABGB はあくまで「人」「物」の区別に固執し、そこから物権法を「物的物権法」、債権法を「人を介する対物権」という意味で「人的物権法」と呼んだ。

再び、ユンクの『ハンガリー私法提要』を見ると、ALR のような「行為」という独立したカテゴリーを作り出すという傾向は見られない<sup>8</sup>。しかし他方で、ABGB(とその立法者ツァイラー)のように、「人」「物」の区別を徹底化し、この二つの組み合わせによって体系を構成するという態度は必ずしも見られない。むしろ、「人の法」「物の法」「訴訟の法」というローマ法以来のガイウス法学提要体系にしたがって叙述が進められている<sup>9</sup>。

ここから、不完全ながらも自然法学に支えられた私法学としてのオーストリア私法学と、そうでない普通法と固有法に基づくハンガリー私法(学)という姿が見えてくるが、もう少しこの点を明らかにしていくためにも、「人」「物」「契約」という概念について、オーストリア側の理解とユンクの理解を対比させつつ見ていくことにしよう。

## 2. 法的な「人」概念について

まず法的な意味での「人」という概念についてユンクは、「人間は、国家において社会の成員として彼に帰せられるさまざまな権利義務を問題とする場合に、人(Person)と呼ばれる」と定義している<sup>10</sup>。このように人を「国家における権利義務の主体」捉えている。したがって国家の成員としての観点から、人には支配服従関係という差異があり(憲法上の区別 *Constitutionelle Verschiedenheit*)、特に貴族にはそれに基づき諸特権が発生するとしてい

<sup>7</sup> なお意思表示に関して ALR の立法者であったスヴァレツ(Carl Gottlieb Svarez)は、「意思表示は、市民的権利と拘束を生み出すところの主要な根源である。・・・それによって権利を獲得し、または他者に譲渡することができるところの意思表示は、契約と遺言に区別することができる」と述べている。

Svarez, *Vorträge über Recht und Staat*, in Hermann Conrad und Ferd Kleinheyder(Hrsg.), *Vorträge über Recht und Staat von Carl Gottlieb Svarez(1746-1798)*, Köln, 1960, S.271.

<sup>8</sup> なお、19 世紀後半に入り、ドイツ・オーストリアからパンデクテン法学の影響を受けるとハンガリーでも「総則」「物権」「債権」「親族」「相続」という我々にもなじみの深いパンデクテン体系に依拠する論者が現われるようになる(例えば Putz, S.67-100)。なお 1900 年のハンガリー民法典第一草案もこの編別によっている。

<sup>9</sup> ABGB の多くの規定が、普通法の解釈論によっていること、そしてそれをツァイラーがカント哲学に依拠しつつ体系化したことをもって、シュタインヴェンター及びヴェゼナーは「自然法的に修整された提要体系」と呼んでいる。詳しくは、Gunter Wesener, *Zeillers Lehre "von Verträgen überhaupt"*, in Walter Selb/Hervert Hofmeister(Hrsg.), *Forschungsband Franz von Zeiller(1751-1828)*, Köln, 1980, S.265ff.

<sup>10</sup> Jung, Bd.I, Buch.1, Cap.1, § 1, S.1.

る<sup>11</sup>。またユンクは、ハンガリーにおいては、イスラエル人やジプシーは市民とは認められず特別な扱いが為されるべきことを述べ人種によっても権利関係に差が生ずることを述べている<sup>12</sup>。このように、ユンクはまず支配服従関係などの身分を「人」を特徴付ける第一の基準としている<sup>13</sup>。

ツァイラーの見解と比較して明らかなのは、ツァイラーは、「人」という概念を、国家を前提としない「始原権(Urrecht)」<sup>14</sup>の主体として抽象的に理解することにより、私法の領域から君主と臣下の関係や貴族や領主の諸特権を意図的に排除していた点である<sup>15</sup> <sup>16</sup>。この違いは、ツァイラーがカント哲学に依拠しつつ、公法・私法の区別、人・物の区別を極めて重視し、純粋な自然私法の体系を作り上げたことによる違いであろう<sup>17</sup>。少なくとも、ユ

<sup>11</sup> 貴族に認められた諸特権とその法源に関しては、Jung,Bd.I,Cap.2,S.9ff に詳しく紹介されている。なお、この憲法上の区別のほかに、人にはその自然的性質からの差異も存在し、年齢、性別、親子関係などの区別があるとしている(Jung,Bd.I,Cap.1, § 2,S.1f.)。例えばそうした区別に基づき特に家長に認められる権利として家長権(Patria potestas)がある。ローマ法上家長権は家子に対する生殺与奪の権利を含んでいた。ツァイラー(そしてカントも)家長権そのものを否定してはいないが、しかしここでの家長権をツァイラーは「自由な個人の共同体における利益の保護機関としての家長」と理解した(たとえば未成年者の後見)。このような共同体の構成員であっても、当然に自由の始原権を有しており、その限りで従来の家長権はかなりの範囲で制限される。こうした観点から家長による家族の「物権的な支配」はツァイラーにおいては否定されることとなる。これと当時のハンガリーにおける家長権の理解を比較すると、ツァイラーほど明確にその哲学的基礎を示してはいないが、おおむね、子供の養育義務、懲戒権、後見人を設定する権利などを家長権の内容としており、生殺与奪の権利を広く認めるものではない(例外として、父が捕虜に取られた場合に自分の息子を身代わりとして差し出すことができる権利が家長権の一内容とされている Jung,Bd.I,Buch.1,Cap.9, § 228,S.122)。したがって、この点に関して両者の間に大きな差はない。

<sup>12</sup> Jung,Bd.I,Buch.1,Cap.9, § 152,S.72ff.貴族になれないことはもちろんのこと、土地所有者や市民になることも許されない。

<sup>13</sup> なお、ガイウス法学提要も「自由人と奴隷」「自権者と他権者」「後見と保佐」というように、その者の地位を基準に「人」を説明している。なお本稿では、佐藤篤士監訳「ガイウス法学提要」敬文堂・2002年及び Gaius,Institutiones,Herausgegeben,übersetzt und kommentiert von Ulrich Manthe,2004 の羅独対訳本を参照した。なお 19 世紀後半にはいと、例えばプッツのように、支配服従関係からの説明ではなく、自然人と法人の区別のみを扱う者が出てくる。たとえばプッツは人について、「法主体として認識される個々の人間はこのような意味において人格(Person)と呼ばれるが、より厳密には自然人と呼ばれ」、これと対比される法的擬制としての人として「法人格」があると定義している(Putz,AT,Cap.1,S.68.)。

<sup>14</sup> ツァイラーは、その著書「自然私法」(Natürliche Privat-Recht,1802)人間を理性的存在であるし、法の根源をこの人間の理性に求め、法と不法の区別はこの理性に従い判断されるとする。このように人間が理性的存在である以上は、人間はそれ自身目的であり、他者の単なる手段とはならない(§ 1,2)。そして、理性的存在としての人間に本来備わっている特徴において、唯一基礎付けられている権利、つまり人間の尊重から導き出される権利を、始原権と呼ぶ、としている(§ 40)。

<sup>15</sup> ただし、このことは諸特権の廃止を意味するものではなく、そうしたものを政治的な問題として、つまり法領域の外で扱うことを意味する。Franz von Zeiller, Commentar über das allgemeine bürgerliche Gesetzbuch für die gesamten Deutschen Erbländer der Oesterreichischen Monarchie I-IV,Wien-Triest 1811-1813,(以下 Zeiller Comm.)Bd.I,Vorkentnisse, § VII.

<sup>16</sup> このツァイラーの見解は ABGB の多くの規定に哲学的基礎を与えている。たとえば、人は生まれながらにして権利を持ち、それゆえ一人の個人として尊重されると規定する ABGB16 条や、生まれながらにして自然的権利を有していることは、法律に反しないかぎり推定されるとする ABGB17 条、外国人は国籍を有するものと同等の権利を有するとする ABGB33 条、法律上の障害なく婚姻したものは、家族を形成し、それにより発生した権利を基礎付けるとする ABGB47 条、民法典は宗教による差別をしない(39,条 115 条,116 条,123 条,136 条)、をあげている(Zeiller,Comm.Bd.1,Vorkentnisse § X III.)。

<sup>17</sup> なお、この問題に関しては、以前検討したことからここでは詳しく論じない。拙稿「フランツ・フォン・ツァイラーの「自然私法」論」DISCUSSION PAPER SERIES Centre for New European Research 21<sup>st</sup> Century COE Programme,Hitotsubashi University,2005.<http://cner.law.hit-u.ac.jp>.参照。

ンクの叙述にはそうした自然法論に基づく私法の純化という観点が見られない。

### 3. 「物」及び「物権」について

では次に「物」についてみていくことにしよう。ツァイラーは、理性的で自由な存在である「人」に対して、理性を有さず支配の客体となるに過ぎないものを「物」と定義した。「物」にこのように抽象的に定義を与えられた結果、物は有体物のみならず無体物も含み、また労務給付や動物なども含むことが明確にされた<sup>18</sup>。

これに対して、ユンクは「物」についてツァイラーのような統一的な定義を与えていない。物概念については、有体物・無体物の区別があること、物に関連する権利として *Jus in re* と *Jus ad rem* があることの二つが述べられているに過ぎない<sup>19</sup>。

また、物の取得や支配をめぐる議論の扱い方に関しても両者の間には違いが見られる。ツァイラーは権利を取得権と生得権にわけ、またその権利が人にかかわるか物にかかわるかによって人的権利と物的権利に分けた。この物的権利は、物を直接支配する物権と人を介して物を支配する人的物権(債権法)に分かれる。もちろん、ここでの「人」とは抽象的人格を意味し、身分や地位は原則的に問題とはならず、特定の地位に基づいて生ずるような物権は認められていない。また、時効のような、財産取得行為ではあるが、それ自体が物権ではなく、また、人と物の区別にも直接かかわらない制度については、それらに共通する問題として特別な地位が与えられている<sup>20</sup>。

これに対して、ユンクは、物に関する法をローマ法以来の伝統に従い財産取得法と理解している。したがって、そこでは、親族・相続や取得時効の問題も物の取得をめぐる一連の問題として論じられており、ツァイラー及び ABGB の体系構成とは異なっている。また、前述のように「人」という概念が抽象的なものでなく具体的なものであり、また私法と公法の区別も必ずしも明確ではないために、関税徴収権等の貴族の諸特権や、領主が領内の犯罪者に対して有する生死の権(*peinlichen Gerichtsbarkeit*)なども「物権」として論じられている。これらの権利はいずれも国王から与えられた権利(*Regal-Recht*)とされているが<sup>21</sup>、19世紀後半にはいりそれまでの諸特権が整理されるにいたってもなお存続し続けた<sup>22</sup>。

以上のように、ツァイラーは、理性的存在としての「人格」との対比で「物」を理解し、

<sup>18</sup> Zeiller Comm.Bd. II, § 285.

<sup>19</sup> 有体物、無体物の区別及びその具体例については Jung, Bd. I, Buch. 2, Cap. 1, § 348, S. 194ff. *Jus in re* と *Jus ad rem* の内容に関しては、前者については、所有権の維持、取得、収益、他者への譲渡及び他者からの返還の権限が論じられている。後者に関しては、あるものが与え為すべき物または行為を請求する私的権利である、と述べている。Jung, Bd. I, Buch. 2, Cap. 1, § 347, S. 193f.

<sup>20</sup> 1811年のABGB以来今日までこの構成は維持されている。

<sup>21</sup> Jung, Bd. II, Buch. 2, Cap. 9, § § 490ff, S. 3f.

<sup>22</sup> 貴族の諸特権に関しては、1848年法によって原則的には廃止された。1848年法8条では「ハンガリーとそれに結びつく地域における全ての住人は区別なく平等に・・・公的負担を負う」とされ、さらに同9条では、中世以来の土地台帳とそれに基づく契約の破棄が為された。ただし、貴族に対して国王から認められた権利(*Regal-Recht*)は依然として私権として残されたようである。実際にプッツは、関税徴収権などの権利を物権法の中で論じており、こうしたものを一般私法の問題の外に置くという立場はとられなかった Putz, AT, Cap. 1, S. 84. 及び, Sachenrecht, Cap. 6, S. 176ff.

そこから物に対する支配権として「物権」を理解していた。したがって人に対する支配権が「物権」となることは彼の法理論においても、また彼が哲学的基礎を与えた ABGB においてもありえなかった。これに対して、ユンクの時代のハンガリーにおいては、「物権法」という形ではなく、物をめぐる一連の法律関係は、財産取得法として理解されていた。また支配服従関係が法的関係を左右する第一の基準として立てられ、そこからさまざまな権利が認められていた。したがって、取得権としての「物の法」の中身もそうしたさまざまな権利を含んでいた。

#### 4. 「契約」について

では最後に、契約概念について見ていくことにしよう。これまで見てきたように、人及び物の概念をめぐっては、当時のオーストリア私法学とハンガリー私法学の間には、かなり理解の相違が見られるところが存在した。

これに対して、契約についてユンクは「二人または多数の人が物または行為に関して為す自由な意思に基づく合意が契約(contractus)と呼ばれる」と定義し、この契約が片務・双務に区別されること、そして「契約の主要な根拠が、権利の取得、譲渡、拒否または義務の引き受けに向けられた双方の意思表示(Willenserklärung)にある」こと、意思表示は明示のほか黙示によっても為されることなどを述べており<sup>23</sup>、当時のオーストリア(及びプロイセン)の理解と変わらない<sup>24</sup>。

ところでこの意思表示が、錯誤によって無効となる場合については、当時既に錯誤者の意思を尊重するか、相手方の信頼を重視するか、という対立が存在していた<sup>25</sup>。

ユンクは、まず「為された意思表示に関する誤った概念は、錯誤が、契約や主要対象または行為の本質に関係する場合、人の同一性、人または物の性質に関係する場合には、その言葉を取り消すことが錯誤者に認められる」と述べている<sup>26</sup>。このようにユンクは、錯誤をローマ法以来の本質的錯誤(行為の本質・同一性・性質)に即して理解している。なお、ユンクは当時の普通法の実務で認められていた重過失要件についても触れていない。

これに対して、ツァイラーは「錯誤はその原因者を害す」という基本的視点に立ち、本質的錯誤であっても、それが相手方によって惹起されたなどの要件を充たさない限り、錯誤者に取消を認めなかった<sup>27</sup>。

この「錯誤者はその原因者を害す」という立場は、トマジウスに始まり、オーストリア

<sup>23</sup> Jung, Bd. II, Buch. 3, Cap. 1, § § 921ff, S. 224ff.

<sup>24</sup> ツァイラーは、「自然私法」の中で契約を a) 当事者の合意(約束 promissio と承諾 acceptatio) b) 給付可能性によって説明している (§ § 94, 95)。この約束や承諾が黙示によって成立することはない、としている (§ 96)。

<sup>25</sup> たとえば意思主義を採用しつつもローマ法以来の類型内においてのみ無効を認める立場と(この立場はさらに重過失要件の存在を認めるかどうかによって分かれる)、信頼保護要件を充たす場合に限り錯誤無効を認める立場があり、前者については普通法学(及びプロイセン一般ラント法)が採用し、後者についてはオーストリア一般民法典が採用するという違いが西欧において存在していた。

<sup>26</sup> Jung, Bd. II, Buch. 3, Cap. 1, § 935, S. 241.

<sup>27</sup> Zeiller Comm, Bd. III, § 871.

ではマルティニに受け継がれ、ツァイラーによってより明確化されたものであったが<sup>28</sup>、少なくともそうした考え方はハンガリーには当時受け継がれていなかったことがここより分かる<sup>29</sup>。

## おわりに

これまで見てきたことをまとめつつ結語としたい。西欧では17世紀以降、さまざまな点で自然法論が私法の体系化に作用し始め、その結果として、自然法的法典と呼ばれる近代法典が次々に誕生した。その代表格とされるものが、フランス民法典であり、プロイセン一般ラント法であり、オーストリア一般民法典である。

オーストリア一般民法典は、ツァイラーの下、公法と私法の区別、人と物の区別が厳格に為され、その結果、他の自然法的法典よりもより純粋な私法典として完成した。その点で、「人」の定義を見ても明らかであったように、公法と私法の区別や人と物の区別がまだ不明確であったハンガリーとは好対照を成していた。

ところで、本稿では19世紀ハンガリーにおける固有法・普通法・自然法の関係性を明らかにすることを目的としていた。本稿では、ごく限られた文献のみを参照したに過ぎないことから、断定はできないものの、少なくともオーストリアにおいて当時主張されていたような形での自然法論の影響は、少なかったのではないかと思われる。ツァイラーの自然法論の根幹は繰り返し述べてきたように、公法と私法の区別と人と物の区別の徹底化にあったが、少なくともそうした理論の影響はみられなかった。また、経済発展に伴いその必要性が高まった信頼保護や取引の安全といった要素に関しても、錯誤の問題を見る限りハンガリーでは従来のローマ法の解釈に従って、錯誤の顧慮範囲を客観的類型によって制限する、という手法だけが採用されていた。このように、むしろ、ハンガリーにおいては、ローマ普通法の体系をベースにそこに慣習や王令などをはめ込んでいくという私法の形がとられていたのではないかと思われる<sup>30</sup>。つまり、19世紀初頭のハンガリーは、西欧と同様に普通法の伝統の下にあったという点で、西欧と同様の法文化的基礎を一部共有してはいたが、当時全西欧的な運動であった自然法論の影響はあまり受けていなかったという点で、非西欧的部分があるといえるのではないかと思われる。

冒頭で簡単に紹介したが、ハンガリーは社会主義体制崩壊後、経済の自由主義化が進められ、その進度は南東欧よりも順調であったといわれている。最後にこの点についてもふれておきたい。その背景には、西欧と同様の法文化的基礎としてローマ法の継受があり、

---

<sup>28</sup> こうした流れについて詳しくは、Klaus Luig, Zeiller und Irrtumsregelung des ABGB, in Selb, Forschungsband, S.159ff.

<sup>29</sup> なお、こうした信頼主義に基づく錯誤論は、ABGBがハンガリーに適用された後も定着することはなかったようである。例えばプッツは錯誤については、本質的錯誤が契約の無効をもたらすことを述べるにとどまり信頼保護要件に関しては特に言及していない Putz, Obligationsrecht, Cap.2, S.211.

<sup>30</sup> このように、ローマ法の伝統的体系の下に種々の法原を整理してもなお、各条例や慣習の衝突は避けられなかった。本稿では検討できなかったが、特に物権関係に関しては、多くの複雑な問題を生ずることとなった。ユンクもこうした問題について検討している(Jung, Bd.I, Buch.1, Cap.7, § 478, S.276ff.)。



その結果、所有権の自由や契約の自由といった観念が浸透していたことが一つの要因であるとの指摘もある。たしかに、ハンガリーにはローマ法が継受され、そしてそれはユンクの著作にも見られたように、ハンガリー私法の一つのおおきな柱となっていた。しかし、経済の活性化にとって必要な、貴族の諸特権や慣習に基づく物権関係のような錯綜した古い物権関係の整理は、少なくとも 19 世紀初頭には行われていない。ハンガリーの市場主義経済化を支えた直接的な法的基礎は、さらに後の時代に築かれたものではなかったか、という疑問がここで生ずる。この問題は本稿では明らかにしえなかった問題であり、今後の課題である。